

学びの丘学園いじめ防止基本方針



令和7年4月

自由ヶ丘中学校

自由ヶ丘小学校

自由ヶ丘南小学校

目次

はじめに	1
1 基本的な考え方	
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの理解	2
(3) いじめの防止等に関する考え方	3
2 市教育委員会が実施する施策	
(1) 宗像市いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 宗像市いじめ問題対策連絡協議会の設置	6
(3) 宗像市いじめ防止対策推進委員会の設置	6
(4) 市教育委員会が実施すべき施策	6
(5) 市教育委員会が学校に対して実施すべき施策	7
3 学校が実施すべき施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	9
(3) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価	10
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	10
4 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発生と調査	13
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17

はじめに

宗像市は、平成24年3月に子どもが持つ権利に関する「宗像市子ども基本条例」（以下「条例」という。）を制定、同年4月に施行しています。この条例には子どもの権利を守るため、子ども・保護者・関係施設及び市のそれぞれの責務と役割を定めています。

いじめは、子どもの安心して生きる権利、自分らしく生きる権利などを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。これまでも、国・県・市・学校において様々ないじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組が行われてきましたが、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じる事案が発生しています。

いじめから子どもを守るため、全教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、「いじめ しない させない みのがさない」という強い決意でいじめ問題に取り組む必要があります。いじめを防止するためには、全教職員が子どものいじめに関する課題意識を共有して自己の役割を認識し、また、子ども自らも一人ひとりが権利を有していることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。学校は、いじめられている子どもがいた場合に被害を受けた子どもの保護に努め関係機関と連携して支援をしていく必要があります。いじめをしている子どもには人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、その行為が他人の権利を侵害するものであることを理解させ、いじめをしないように毅然として指導していく必要があります。

一方、いじめの根本的要因として、社会環境の影響により子どもが受けるストレスや、他者の痛みに対する想像力の欠如、あるいは家庭におけるのぞましくない養育環境、さらには子どもの抱える課題が存在するケースが多くみられます。いじめという現象面だけにとらわれず、その背景にも着目し、関係した子どもと家庭の抱える課題がいじめを惹き起こした可能性があるのなら、それらを解決するための支援を行うことも重要です。

本学園は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、福岡県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）及び宗像市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学びの丘学園いじめ防止基本方針（以下「学園基本方針」という。）を策定します。この「学園基本方針」では、いじめの防止等の取組を学園全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの権利を尊重し、また、人格形成、健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

学びの丘学園各学校においては、この「学園基本方針」をもとに、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

1 基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
物理的な影響	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。また、学校にあつては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。

定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子ども全体の状況を見守り、すべての子どもがよりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返

されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

なお、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

さらに、いじめの起きる背景として、社会環境の影響により子どもが受けるストレスや、他者の痛みに対する想像力の欠如、あるいは家庭におけるのぞましくない養育環境、さらには子どもの抱える課題が存在する場合が多くみられるため、いじめという現象面だけにとらわれず、関係する子どもと家庭の抱える、本質的な課題への支援を行っていくことも重要である。

（３）いじめの防止等に関する考え方

本学園においては、国や県・市の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力の育成や全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、条例第４条に定める「安心して生きる権利」を誰もが持っており、いじめはその権利を侵害する行為であることから、条例第８条第２項に基づき、いじめを決して行ってはならないことへの理解を深めることが必要である。また、これらに加え、

いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校・地域・家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見の取組の充実

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口、いじめを含む子どもの権利侵害からの救済と回復を行う公的第三者機関である「むなかた子どもの権利相談室“ハッピークローバー”」（以下「子どもの権利相談室」という。）の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して児童生徒を見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが求められる。また、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携して解決を図る姿勢が大切である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが重要であり研修の充実を図る必要がある。また、学校における組織的な対応と、スクールカウンセラーや子ども家庭相談室などの多職種・他機関とのスムーズな連携を可能とするような体制整備が必要である。

④ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、匿名性が高く外部から見えにくいなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校や市教育委員会は、児童生徒に対して、インターネ

ット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

⑤ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校運営評議委員会等の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努める。なかでも、携帯電話等によるインターネット上のいじめ問題については、学校での対応に加え、学校と家庭との連携のもとに、適切な防止対策を図ることが重要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑥ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や市教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行うとともに、いじめの背景にある家庭環境や子どもの特性等を理解し、その解決のための支援を行うことが必要である。

このことから、警察・子ども家庭相談室・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や市教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

2 市教育委員会が実施する施策

(1) 宗像市いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本市においては、これまでいじめ問題の解決を目指して諸施策を講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。宗像市基本方針の策定に当たっては「宗像市子ども基本条例」や国・県の基本方針を参酌し、法が規定する取り組みで対応できるものと新たに取組まなければならないものを整理した。市は、宗像市基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。いじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、また、国・県の動向を勘案して、必要に応じ市基本方針及び施策の見直しを図っていく。

（２）宗像市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第１４条第１項）

市教育委員会は、機動的な運営を行うため、法第１４条第１項の規定に準じて、「宗像市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置することとし、その構成員は、宗像市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第３条第２項に基づき、学識経験を有する者、宗像市立学校の校長、関係行政機関の職員等とする。

連絡協議会の主な機能については、以下のとおりである。

- 各関係機関で情報共有を行う。

（３）「宗像市いじめ防止対策推進委員会」の設置（法第１４条第３項、法第２８条第１項）

市教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために法第１４条第３項に基づく市教育委員会の附属機関として、「宗像市いじめ防止対策推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置する。この推進委員会は、法律・医療・心理又は福祉・教育に関する知識を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性、中立性を確保する。本附属機関は、法第２８条第１項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の市教育委員会としての調査組織を兼ねるものとする。

推進委員会の主な機能については、以下のとおりである。

- 市教育委員会の諮問に応じ、宗像市基本方針に則るいじめの防止等の有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- 市立学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第２４条の規定に基づき自ら調査を行う必要があると判断した場合は当該組織を活用する。
- 市教育委員会が行う重大事態に係る調査の場合は、この附属機関において調査を行う。（重大事態への対処については「４ 重大事態への対処」に詳述）

（４）市教育委員会が実施すべき施策

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口の周知
- 県との円滑な連携による教育相談活動の充実
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備
- 学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するため、ＰＴＡや地域の関係団体との連携促進
- 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法（公立の学校に係る対処）

地方公共団体の長及び市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる

（５）市教育委員会が学校に対して実施すべき施策

① いじめの防止・早期発見に関すること

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配付するなど、必要な啓発活動を実施する。
- 児童生徒が、条例に対する理解を深め、自己と他者がどのような権利を有しているのか、なぜ他者の権利を侵害するいじめをしてはいけないのかを理解するため、毎年１１月２０日の「子どもの権利の日」を中心に、全クラスでの「権利の授業」の実施を推進する。
- 毎年度、すべての児童生徒に子どもの権利相談室のリーフレットとカードを配布するとともに、子どもたちへの相談内容や相談方法などのプレゼンテーションや出張相談会の機会を提供する。

② いじめの対応に関すること

○ いじめに対する措置

市教育委員会は、法第２３条第２項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

市教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教

育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

○ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

③ 学校評価、学校運営改善の実施

○ 学校評価の留意点、教員評価の留意点

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

○ 学校運営改善の支援

教職員が子どもと向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、夏季・冬季における学校閉庁日の設定や部活動休養日の設定及び、部活動指導員の配置等の教職員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る措置を講じ、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

具体的な連携の方法としては、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営評議員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針(下段で定義)に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国及び県の基本方針、並びに宗像市基本方針を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上でも有効となる。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけている「いじめ問題推進委員会」や「生徒指導委員会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、スクールカウンセラー、家庭児童相談員など心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることが効果的である。

「いじめ防止対策委員会」の具体的役割は、以下のようなことが想定される。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

などが考えられる。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が

計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

（３）いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校がいじめの問題への取組状況を評価するとともに、いじめ防止対策委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る必要がある。

なお、評価・検討に際しては、県が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果を参照する。

（４）学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

具体的には、豊かな心の育成のため、教育活動全体を通じて、県の基本方針に基づき、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の４つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進するよう努める。特に、「人間関係・集団づくりの推進」については、学級や学校における生活上の諸問題の解決を図る話し合い活動や、望ましい人間関係の形成を図る指導などの学級活動を重視する。

また、日々の授業においては、生徒指導の機能を活かした授業改善に努める。そのために、「児童生徒に自己存在感をもたせること」、「共感的人間関係を育成すること」、「自己決定の場を設定すること」の３つの指導上の留意点を授業に盛り込むことが大切である。さらに、児童生徒が、条例に対する理解を深め、自己と他者がどのような権利を有しているのか、なぜ他者の権利を侵害するいじめをしてはいけないのかを理解するため、毎年１１月２０日の「子どもの権利の日」を中心に、全クラスにおける「権利の授業」を実施する。

一方、教職員は、いじめ防止に係る研修や教職員の人権感覚を高めるための校内研修を計画的に実施するなどして、指導の在り方に細心の注意を払い、教職員自身の言

動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。また、毎年度、すべての児童生徒に子どもの権利相談室のリーフレットとカードを配布するとともに、子どもたちへの相談内容や相談方法などのプレゼンテーションや出張相談会の機会を提供することにより、いじめに関する相談窓口の周知を図る。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るため、迅速に、報告・連絡・相談を行い、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

また、いじめという現象面のみにとらわれることなく、その背景に子どもの家庭環境や、学校を含む社会環境等に課題などがなかったのかの評価を行い、必要に応じてそれらに対する支援を実施することも、関係する子どもたちの健全な発達の保障や、いじめの再発防止のために重要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査（法第28条）

いじめ防止対策推進法（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味について

重大となる案件については、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような

場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告するとともに、県教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 調査を行うための組織について

市教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。市教育委員会が調査を行う際には、「推進委員会」を招集し、これが調査に当たる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習

支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○ 詳しい調査を行うに当たり、学校又は市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

○ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

○ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

エ その他留意事項

法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。このことから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、学校と連携の上、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、転入学等の弾力的な対応を検討する。

⑥ 調査結果の提供及び報告

いじめ防止対策推進法（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならず、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会より市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

いじめ防止対策推進法（公立の学校に係る対処）

第３０条第２項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講ずるものとする。